

Plan

事業名	消費者行政推進事業			事業類型	ソフト	実施計画	○	区分	継続
予算科目	一般会計	7 款	1 項		2 目	事業1	173	事業2	347
担当部署	部	市民経済部			課	観光交流課			
総合計画体系	めざまちの姿	3 安全で安心して暮らせるまち			基本計画	3-⑤消費生活の安定と向上を図る			
事業の目的	消費生活相談室に関する市民の認知度を向上させる。消費者被害の拡大防止を図る。消費者トラブルを未然に防止するために、市民の学習の場を作る。								
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談事業 週5日(月～金)午前9時から午後3時まで、消費生活相談員により消費者トラブルの苦情対応をする。 多重債務者相談 月1回弁護士による無料相談会を実施する。 啓発、学習事業 出前講座や啓発活動による市民の消費生活への意識の向上、生活の見直しを啓発する。 消費者被害防止事業 迷惑電話防止機器設置世帯数 27世帯 								

Do

事務事業評価

平成29年度	事業実績	事業費(千円)			
		当初予算額	決算額		
	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談事業 相談件数278件 消費生活出前講座 4回開催107人参加 啓発事業 消費生活講座 1回開催21人参加 展示・街頭キャンペーン 4回開催 消費者被害防止事業 迷惑電話防止機器設置世帯数 27世帯 	事業費(千円)	3,625	3,075	
		財源内訳	国庫支出金	0	0
			県支出金	2,084	1,702
			市債	0	0
			その他	0	0
			一般財源	1,985	1,373

Check

成果指標	成果指標名(単位)			H28実績	H29目標	H29実績	H30目標
		相談実施回数			265	270	278
事業の評価	判定		判定理由				
	必要性	A	相談内容は年々複雑化しており、市民の安全・安心の暮らしのために、市民の消費者被害の未然防止や、被害の拡大防止への取り組みは欠かせない。				
	有効性	B	相談回数は年々増えており、市民の消費者被害への認知度は向上している。				
	効率性	B	相談のあった案件にしか対応ができないので、すべての被害を防ぐことは難しい。				
総合評価	A	啓発活動や出前講座を通じて、相談室の認知度向上を図っている。相談案件も定量的にあり、被害対策や予防のために必要と認められる。					

Action

今後の方針	内容	
事業費 維持	消費生活相談事業を維持する。また、迷惑電話防止機器モニター事業や啓発活動を通して、消費者の意識向上を図る。	

実施計画

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談事業 多重債務者相談 啓発、学習事業 消費者被害防止事業 不用品活用バンク事業 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談事業 多重債務者相談 啓発、学習事業 消費者被害防止事業 不用品活用バンク事業 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談事業 多重債務者相談 啓発、学習事業 消費者被害防止事業 不用品活用バンク事業
事業費(千円)	9,651		